

2016年  
1月より

# 公社債・公社債投信の 税制が変わりました。

(2016年1月版)

## Point 1 公社債・公社債投信の特定口座での管理が可能になりました

～2015年

特定口座での管理は不可

2016年～

特定口座での管理が可能

特定口座で管理すると、お客様に代わって野村証券が売買内容の記録や損益計算を行い、税額を算出いたしますので、納税手続きが簡便です。

## Point 2 公社債・公社債投信と株式等の損益通算<sup>※</sup>と、 譲渡損（償還損を含む）の繰越しが可能になりました

～2015年

株式・株式投信との損益通算は不可

2016年～

株式・株式投信との損益通算が可能譲渡損（償還損含む）は、  
翌年以降への繰越し不可譲渡損（償還損含む）は、確定申告を  
することで翌年以降3年間繰越しが可能

※損益通算の対象は、株式・株式投信においては譲渡損益と配当金および分配金、公社債・公社債投信においては譲渡損益（償還損益含む）と利子および分配金です。

## Point 3 公社債・外貨MMF等の譲渡益が課税対象になりました

～2015年

原則非課税

2016年～

20%の申告分離課税<sup>※</sup>

また公社債・外貨MMF等の利子と分配金（現行は源泉分離課税）、および公社債の償還益（現行は総合課税）も、申告分離課税の対象となりました。

※復興特別所得税の対象ですので、実際の税率は2037年末まで20.315%となります。

「申告分離課税」とは、他の所得とは合算せずに分離して、その所得単独での税額を計算し納税する制度です。

この課税方式は、株式や株式投信の配当金・分配金（特別分配金を除く）、並びに譲渡損益の課税方式と同じです。

〔ご参考〕国内公社債投信のお取扱い

国内公社債投信の収益分配金と解約・償還による差益（現行は源泉分離課税）も、上記と同じく申告分離課税となりました。税率は2015年までと同じ20.315%です。

取得コストは  
どう計算  
されるの？

何か  
注意する  
ことはある？

Q&Aでご案内します

Q

**特定口座とは何ですか？ どのようなメリットがありますか？**

A

特定口座内のお取引について、野村証券がお客様に代わって上場株式等の譲渡損益（売却損益、償還損益）や配当金等（受渡日・支払日が1月1日から12月31日まで）を計算し、税額を算出して「特定口座年間取引報告書」を作成する仕組みです。特定口座の開設状況のご確認、お申込みは、お取引店までお申出ください。

**源泉徴収ありの場合**

…… 野村証券が納税手続きを行いますので、確定申告は不要※です。譲渡損のある場合、配当金、利子等と損益通算されます。

**源泉徴収なしの場合**

…… 「特定口座年間取引報告書」を利用して簡便に確定申告を行えます。

※譲渡損等の繰越控除を利用する場合、また他の口座との損益通算をする場合は、確定申告が必要です。

Q

**特定口座における公社債・公社債投信の「取得コスト」とは何ですか？**

A

特定口座における「取得コスト」とは、原則、買付時の精算金額です。外貨決済の場合は邦貨換算額※で、また同一の預りを複数回売買されている場合は「総平均法に準ずる方法」で計算されます。なお2016年初の組入れにあたっては、「先入先出法」で計算された取得コストを用いています。

※邦貨換算には、約定日の当社規定の為替レートを用います。

Q

**2015年以前から特定口座を利用していましたが、同年末時点で保有していた公社債・公社債投信で特定口座に組入れられていないものがあります。**

A

2016年初に実施させていただいた特定口座への組入れにおいて、取得コストが確認できない等の理由で組入れができなかったことが考えられます。特定口座への組入れをご希望の場合、その理由によってお手続きが異なります。詳細は、お取引店にお問合せください。

**Q**

野村ホームトレード等で預りを参照すると、以前から保有している公社債・公社債投信の預り区分に「特定」と表示されるようになりました。また表示される「取得コスト」が2015年以前と異なっています。

**A**

2016年1月より、公社債・公社債投信を特定口座で管理いただけるようになりました。(制度変更の概要は、表紙をご参照ください。)  
これに伴い野村証券では、すでに特定口座をお持ちのお客様が保有している対象のお預り\*を、2016年初に特定口座に組入れさせていただいております。組入れさせていただいたお預りについては、2016年以降、取引残高報告書や野村ホームトレード上の「取得コスト」および「評価損益」を法令にもとづき表示しておりますので、一部、2015年末の表示と異なる場合があります。

※取得コストが確認できない等の理由で組入れができないお預りを除く。

**Q**

2016年に入ってから特定口座を開設しましたが、その後に買付けたMRFが一般預りになっています。

**A**

MRFは、同一口座内で特定と一般両方の預りをお持ちいただくことができません。このため、2015年以前からMRFを保有されていた口座で、2016年に入ってから特定口座を開設しても、MRFの買付は一般預りとなります。なお特定預りとするためには、一度、すべてのMRFを解約していただく必要があります。詳細は、お取引店にお問合せください。

**Q**

外貨建ての商品(外貨建ての債券、外貨MMFなど)を保有しています。特定口座の利用において注意することはありますか？

**A**

特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合、円貨のお預り(MRF等)から源泉徴収をさせていただきます。外貨建ての商品の売却等の代金(外国債券の償還金含む)を外貨でお受取りの場合は、代金のお受取りまでに、別途、円貨のお預りが必要となりますのでご注意ください。

Q

**2016年から特定口座の対象となった公社債・公社債投信を  
特定預りで購入するにはどうしたらよいですか？**

A

特定口座が開設されていれば公社債・公社債投信を特定預りでお買付けいただけます。

※特定口座を開設されている場合、電話等でのご注文時に特に指定がなければ特定預りでのお買付とさせていただきます。なお公社債投信(MRF、MMF等)のお買付は、原則、特定預りでの買付となります。また野村ホームトレードでの国債のお買付は、すべて特定預りでの買付となります。

それ、  
野村にきいてみよう。

**野村証券**